

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の取扱いについて

1 現状

当市では保健師に準ずる者の具体例は示しておらず、職員応募があった際に協議して判断している。

しかし、あらかじめ要件を具体的に示すことにより、各包括支援センターが統一した見解を持つことができるようになり、更にはスムーズな職員採用につながる。

- 過去に認めた例：地域包括支援センターでの勤務経験者
在宅医療サポートセンターでの勤務経験者

2 「保健師に準ずる者」とは

「地域包括支援センターの設置運営について」（平成 18 年老計発第 1018001 号、最終改正平成 30 年 5 月 10 日）に次のとおり定められている。

保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。（この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。）

なお、保健師に準ずる者については、**「平成 31 年度より上記かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を 1 年以上有する者とする。」**が追加された。

※ 「公衆衛生業務」について厚生労働省より定義が示されていないことから、地域包括支援センター運営等協議会で検討した上で市町村ごとに規定して差し支えない旨を愛知県を通じて厚生労働省に確認している。

3 今後の春日井市の「保健師に準ずる者」の取扱い（案）

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師
かつ

高齢者に関わる介護予防や健康に関する業務経験を 1 年以上有する者とする。

例) 以下の機関において高齢者の支援に関する業務経験を有する者

- ・地域包括支援センター
- ・保健センター
- ・保健所

- ・在宅医療・介護サポートセンター
- ・居宅介護支援事業所（ケアマネジャー業務）
- ・医療機関での相談（退院調整や地域連携業務）
- ・訪問看護、通所介護等の居宅サービス 等